

熊本県知事

蒲島 郁夫 様

要 望 書

令和4年8月30日

熊本県商工会議所連合会



I. 環境変化に対応するための経済対策

1. コロナ禍を乗り越えるための経済対策

(1) 事業継続を支える資金繰り支援

- ① マル経融資の制度拡充
- ② コロナ関連融資の据置期間延長、条件変更など柔軟な対応
- ③ 資本金劣後ローンなど財務安定化に向けた継続的な支援
- ④ 中小企業活性化協議会事業の計画策定に係る自己負担額の軽減措置

(2) 中堅・中小企業等の財務基盤強化や雇用維持に資する税制措置

- ① 中小企業の法人税軽減税率の延長、恒久化、ならびに欠損金の繰越控除の拡充や欠損金の繰戻還付期間の拡充
- ② 固定資産税等の軽減措置、ならびに中堅企業への適用拡大
- ③ 所得拡大促進税制の延長、総額要件の廃止等要件緩和、少額減価償却資産特例の拡充
- ④ 法人事業税の外形標準課税の中小企業への拡大反対

2. 事業承継や創業、事業再構築への支援

(1) 事業承継・事業引継ぎの推進

- ① 事業承継に関する補助金の継続と手続きの簡素化、ならびに県事業承継・引継ぎ支援センターへの支援
- ② 後継者人材バンクの周知、活用促進
- ③ 関連税制の周知徹底、関連施策の要件緩和
- ④ 経営者保証に関するガイドラインの周知徹底
- ⑤ 支援対象者の拡大

(2) 新たな経済の担い手育成に向けた支援

- ① 創業に係る各種補助金の再予算化等、創業促進支援
- ② 信用保証付き創業融資の経営者保証不要化に係る体制の整備
- ③ 地域企業と連携した起業家教育の推進、起業マインドの醸成

(3) 事業再構築に取り組む事業者への支援

- ① 事業再構築補助金の継続・予算拡充、事務手続きの迅速化および要件の簡素化、速やかな補助金交付、事業期間延長など柔軟な措置

3. 中小企業・小規模事業者のデジタル対応への支援

- ① IT活用・導入関連補助金など支援策の継続・拡充
- ② デジタル活用・導入に係る人材育成、専門家派遣など一層の支援
- ③ サイバーセキュリティ強化への支援、ならびにサプライチェーン全体のセキュリティ確保支援

4. 新製品・サービス開発及び新たな販路獲得に向けた支援

- ① ものづくり補助金など助成制度や金融支援の拡充、ならびに成長分野への進出やイノベーションの妨げとなる規制・制度の改革
- ② 小規模事業者持続化補助金の継続・拡充
- ③ 海外販路拡大に向けた支援、ならびに国内展示会・商談会への支援

5. 人材確保等への支援

(1) 環境変化に応じた人材確保等への支援

- ① DXの推進や省力化への投資を含む人材確保支援
- ② UIJターンの推進、税制優遇措置など地方移住・定住への支援強化

(2) 多様な人材が活躍できる環境の整備

- ① 働きやすい職場環境の整備に対する支援
- ② 地方への外国人就労に向けた環境整備

(3) 働き方改革関連法への対応に向けた支援

- ① 関連法の周知徹底、ならびに関係機関によるきめ細かな支援
- ② 大企業の働き方改革に伴う下請け事業者へのしわ寄せ対策

6. 中小企業・小規模事業者の基盤強化及び事業環境整備

(1) 適格請求書等保存方式（インボイス制度）の導入が中小企業・小規模事業者に与える影響に係る検証及び導入に向けた支援

- ① 事務負担増加による生産性低下や免税事業者の取引排除などの影響を想定した中小企業・小規模事業者の実態調査・検証
- ② インボイス制度導入に向けた手厚い支援

(2) 原材料及び資源価格高騰による急激な環境変化に対する支援

- ① 「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」などによる、機動的かつ長期的な支援
- ② 軽油引取税の軽減、高速道路の利用料無償化など運輸業者への支援
- ③ 中長期的な視点に立った再生可能エネルギー普及に向けた取り組みへの支援

(3) 取引適正化に向けた支援

- ① 「パートナーシップ構築宣言」を含む取引適正化支援の強化・拡充、ならびに下請法の厳格な運用
- ② 消費税価格転嫁等対策として、価格転嫁拒否の取り締まり継続、価格転嫁に資する経営力強化支援の充実、消費者の需要喚起対策の措置

(4) 中小企業・小規模事業者の経営実態に応じた最低賃金制度のあり方の抜本的見直し

7. 商工会議所の支援体制の強化等

- ① 経営改善普及事業予算の十分かつ安定的な確保、「経営発達支援計画」「事業継続力強化支援計画」に基づく支援事業への継続支援、ならびに商工会議所の組織・機能強化
- ② 会館の改修・移転や組織内のDX化に対する財政的な支援

II. 社会資本整備・開発構想の推進

1. 社会資本整備

(1) 高速道路網及び主要道路網の整備

<高規格幹線道路>

- ① 南九州西回り自動車道
- ② 九州横断自動車道延岡線（通称：九州中央自動車道）

<地域高規格道路>

- ① 中九州横断道路、② 熊本環状道路
- ③ 熊本天草幹線道路、④ 有明海沿岸道路
- ⑤ 熊本都市圏北連絡道路・南連絡道路、熊本空港連絡道路

<国道>

- 国道3号 ① 植木バイパス、② 松橋バイパス

(2) 熊本県内の港湾整備促進

- ① 熊本港、② 八代港、③ 本渡港

(3) 阿蘇くまもと空港の拠点性向上に向けたアクセス整備

- ① 阿蘇くまもと空港と市内中心部のアクセス向上に向けたソフト・ハード対策



II. 社会資本整備・開発構想の推進

(4) 熊本都市圏の渋滞緩和策について

- ①熊本市中心部と高速道路や阿蘇くまもと空港を結ぶ都市高速道路などによる道路ネットワーク構築
- ②市内の通過交通の排除及び渋滞緩和のための道路高架化
- ③多様な交通モードが連携可能な道路空間の創出

(5) 県道347号寺田岱明線の渋滞緩和及び危険区間の歩道の整備について

(6) 「菊池川水系流域治水プロジェクト」の早期完遂

2. 開発構想の推進

(1) 島原・天草・長島架橋構想及び九州西岸軸構想の実現

- ①天草・長島架橋及び島原・天草架橋建設に資する調査の再開
- ②島原道路の整備促進及び島原天草長島連絡道路の具体化に向けた検討の実施
- ③必要な道路整備のための予算確保

(2) 八代・天草シーラインの実現に向けた推進

- ①「八代・天草シーライン建設促進民間協会期成会」、「八代・天草シーライン建設促進協議会」との連携強化、ならびに事業化へ向けた調査の早期実現
- ②「八代・天草シーライン建設促進民間協会期成会」、「八代・天草シーライン建設促進協議会」、地域と連携した意見交換会、啓発看板設置、署名活動の実施
- ③構想推進大会の開催に向けた取り組みの推進

(3) やつしろ物流拠点構想の推進

- ①やつしろ物流拠点構想推進民間期成会、八代港ポートセールス協議会関係自治体、くまモンポート八代クルーズ活性化協議会など行政民間による組織強化ならびに連携
- ②物流拠点としてのさらなる環境整備の推進
- ③物流倉庫、バックヤード、工場用の新たな用地確保
- ④八代港開発に向けた県の強力な事業推進、周知活動
- ⑤TSMC関連の貨物拠点としての働きかけ
- ⑥生鮮食品加工業者の誘致並びに動物検疫所八代分室の設置

III. 地域・観光振興の促進

1. 観光産業の需要回復と事業継続に向けた支援

(1) 実効性の高い観光需要策の促進

- ①「全国旅行支援」の全国一律実施、ならびにコロナ感染実態に応じた柔軟な制度運用
- ②「全国旅行支援」開始延期の際の「県民割」「ブロック割」をはじめ旅行助成事業の継続、高速道路料金の減免など、旅行マインドを持続させる取り組みや事業効果を地方へ広げる仕組みづくり

(2) 観光産業の事業継続支援

- ①観光産業事業者への直接的な給付金など新たな支援
- ②事業継続に向けた資金繰り、設備投資などに対する財政支援
- ③各種税や社会保険料の納付猶予に伴う延滞金の撤廃
- ④地方税や地方公共団体の利用料金の全国一律での減免
- ⑤一時支援金や事業復活支援金に加えた、事業規模に応じた追加支援
- ⑥納付猶予分支払いを対象とした融資制度の創設

(3) 感染症類型の早期見直し

- ①新型コロナウイルス感染症の感染症法における分類の2類相当から5類相当への引き下げ、ならびに引き下げに伴う新たな特別措置

2. 地域への波及効果の高い観光の振興

(1) ポストコロナを見据えたインバウンドの受け入れ促進

- ①阿蘇くまもと空港発着の国際便運航再開、ならびに台北便誘致
- ②インバウンドの受け入れ再開に係る条件緩和、ならびに入国受け入れ空港の全国拡充
- ③地域資源の磨き上げ、特産品・観光商品開発への支援
- ④外国人観光客を対象とした新たな免税制度の創設

(2) 観光を支える交通基盤への支援

- ①航空会社(コミュニティー航空会社含む)への直接支援を含めた施策の実施
- ②空港と鉄道等が連携して実施する観光客の誘致・回遊策への支援
- ③アクセス改善や周辺地域との連携を図る二次交通の充実
- ④MaaSの普及促進、地域公共交通の連携推進への支援拡充

3. JR肥薩線の早期全線復旧

4. 阿蘇の世界文化遺産登録に向けた支援

- ①世界遺産暫定一覧表への追加記載

5. 天草市が進める回遊性観光の確立について

- ①新幹線～シャトルバス～フェリー～天草までの交通手段の充実、出水駅及び国道3号及び南九州西回り自動車道から天草方面への観光案内板の設置、世界遺産登録の告知の充実
- ②牛深～蔵之元間フェリーの整備助成の継続、非常災害時における生活物資運搬等対応のため新船及び予備船の配備確保、牛深・長島の岸壁整備及び利用客の安全設備の設置、各駐車場の整備充実等の検討
- ③牛深港台場地区(漁協跡地)における宿泊施設・販売拠点整備等を含めた再開発や有効活用、継続的な跡地開発整備に対する支援
- ④牛深ハイヤ大橋の恒久対策のための予算措置と進展状況の定期的な説明、修復工事の際の物流や交通安全に配慮したう回路等の整備

6. ユネスコ無形文化遺産提案候補「野原八幡宮風流」の観光資源としての活性化支援

- ①地域観光振興資源として有効活用を図るうえでの支援

7. くまモンポート八代の利活用

- ①公園としての利用促進及びターミナルビルの一般開放
- ②出入国在留管理局八代分室の設置支援
- ③浮棧橋の八代・有明海クルーズの出航棧橋としての活用、新八代・八代駅からの公共交通機関アクセスの整備

8. エコパーク水俣の施設の充実

- ①各種イベントやスポーツ大会誘致に対応できる「全天候型多目的施設」の整備
- ②増加する来場者へ対応した椅子・日よけ・トイレなど施設の充実
- ③エコパーク水俣へのアクセス道路の整備
- ④国道3号への「水俣広域公園(エコパーク水俣)」案内看板の設置
- ⑤肥薩おれんじ鉄道「エコパーク水俣駅(仮称)」の誘致

目次

| | |
|--|----|
| I. 環境変化に対応するための経済対策 | 1 |
| 1. コロナ禍を乗り越えるための経済対策 | 1 |
| (1) 事業継続を支える資金繰り支援 | 1 |
| (2) 中堅・中小企業等の財務基盤強化や雇用維持に資する税制措置 | 2 |
| 2. 事業承継や創業、事業再構築への支援 | 3 |
| (1) 事業承継・事業引継ぎの推進 | 3 |
| (2) 新たな経済の担い手育成に向けた支援 | 3 |
| (3) 事業再構築に取り組む事業者への支援 | 3 |
| 3. 中小企業・小規模事業者のデジタル対応への支援 | 4 |
| 4. 新製品・サービス開発及び新たな販路獲得に向けた支援 | 4 |
| 5. 人材確保等への支援 | 5 |
| (1) 環境変化に応じた人材確保等への支援 | 5 |
| (2) 多様な人材が活躍できる環境の整備 | 5 |
| (3) 働き方改革関連法への対応に向けた支援 | 5 |
| 6. 中小企業・小規模事業者の基盤強化及び事業環境整備 | 6 |
| (1) 適格請求書等保存方式（インボイス制度）の導入が中小企業 小規模事業者に与える影響に係る検証及び導入に向けた支援 | 6 |
| (2) 原材料及び資源価格高騰による急激な環境変化に対する支援 | 6 |
| (3) 取引適正化に向けた支援 | 7 |
| (4) 中小企業・小規模事業者の経営実態に応じた最低賃金制度のあり方の抜本的見直し | 7 |
| 7. 商工会議所の支援体制の強化等 | 8 |
| II. 社会資本整備・開発構想の推進 | 9 |
| 1. 社会資本整備 | 9 |
| (1) 高速道路網及び主要道路網の整備について | 9 |
| (2) 熊本県内の港湾整備促進について | 10 |
| (3) 阿蘇くまもと空港の拠点性向上に向けたアクセス整備 | 10 |
| (4) 熊本都市圏の渋滞緩和策について | 11 |
| (5) 県道347号寺田岱明線の渋滞緩和及び危険区間の歩道の整備について | 11 |
| (6) 「菊池川水系流域治水プロジェクト」の早期完遂 | 11 |
| 2. 開発構想の推進 | 12 |
| (1) 島原・天草・長島架橋構想及び九州西岸軸構想の実現について | 12 |
| (2) 八代・天草シーラインの実現に向けた推進について | 13 |
| (3) やつしる物流拠点構想の推進について | 13 |
| III. 地域・観光振興の促進 | 14 |
| 1. 観光産業の需要回復と事業継続に向けた支援 | 14 |
| (1) 実効性の高い観光需要策の促進 | 14 |
| (2) 観光産業の事業継続支援 | 15 |
| (3) 感染症類型の早期見直し | 15 |
| 2. 地域への波及効果の高い観光の振興 | 16 |
| (1) ポストコロナを見据えたインバウンドの受け入れ促進 | 16 |
| (2) 観光を支える交通基盤への支援 | 16 |
| < 県内各地の地域・観光振興策について > | 17 |
| 3. JR肥薩線の早期全線復旧 | 17 |
| 4. 阿蘇世界文化遺産登録に向けた支援 | 17 |
| 5. 天草市が進める回遊性観光の確立について | 18 |
| 6. 令和3年度のユネスコ無形文化遺産の提案候補に選定された「野原八幡宮風流」の観光資源としての活性化支援 | 19 |
| 7. くまモンポート八代の利活用について | 19 |
| 8. エコパーク水俣の施設の充実について | 20 |

I. 環境変化に対応するための経済対策

国内経済は、度重なる新型コロナウイルスの感染拡大に加え、資源価格の高騰や円安基調等によるコストアップに直面するなど、かつてない苦境に直面している。

新型コロナウイルスの世界的な大流行以降、国による大胆な経済対策により、熊本県内でも多くの事業者が事業継続や雇用の維持に努めてきた。コロナ禍の長期化は経済活動の停滞をもたらし、特に活動制限の影響を大きく受けた観光関連、飲食、交通、サービス等の事業者は、危機的な状況が続いてきた。

こうした中、地域経済の成長のためには、ポストコロナを見据えた支援策が重要であり、デジタル活用による生産性の向上、事業承継や業態転換、取引適正化を通じた付加価値の創造、SDGsへの対応など、将来の成長に前向きに取り組む事業者を後押ししていく必要がある。

また、熊本県は、TSMCをはじめ半導体関連企業の活発な進出を受け、居住人口や就業人口増加の絶好のチャンスを迎えており、この一連の動きを将来への確実な成長に繋げていかなければならない。

以上の観点から、熊本県下商工会議所は、これまでに蓄積した支援ノウハウや商工会議所間のネットワークを活かし、引き続き、地域の事業者の活力強化と地域経済の活性化を強力に推し進めていく。

については、下記事項に関する特段のご支援を賜りたい。

1. コロナ禍を乗り越えるための経済対策

(1) 事業継続を支える資金繰り支援

長期化するコロナ禍により打撃を受けた事業者への円滑かつ安定的な資金供給の維持をお願いしたい。

小規模事業者の経営改善を資金面から支えるマル経融資（小規模事業者経営改善資金）は、小規模事業者の多様な事業展開を支える上で重要性を増している。については、「新型コロナウイルス対策マル経融資」の継続・拡充を含む、融資金額・融資期間・据置期間の拡充措置の恒久化や従業員要件の緩和等、多様化するニーズに対応した制度拡充をお願いしたい。

また、コロナ関連特別融資について、据置期間が終了して返済が本格化する中、売上が十分に回復できていない事業者に対しては、さらなる据置期間の延長や、返済猶予といった既往債務の条件変更等、事業者の実情に応じて柔軟に対応いただくとともに、資本金劣後ローン等、財務安定化に向けた継続的な支援をお願いしたい。

さらに、国の委託事業として事業再生支援等を行う再生支援協議会事業は、本年度より、中小企業の駆け込み寺として、経営改善支援センターを統合するとともに支援業務を拡充し、活性化協議会事業として収益力改善、再チャレンジ等に取り組む中小企業に対しても、よりきめ細やかな支援を実施している。しかしながら、認定支援機関や専門家を活用する際には、対象中小企業に3分の1以上の自己負担が発生するため、資金余力が乏しい多くの中小企業にとって、その活用の大きな妨げとなっている。同協議会に支援を求める中小企業の多くは熊本地震、豪雨災害、さらに、コロナ禍で財務状態が脆弱化していることから、活用の促進と支援効果を上げるためにも、自己負担分への補助など財務的負担を軽減する措置を講じて頂きたい。

(2) 中堅・中小企業等の財務基盤強化や雇用維持に資する税制措置

長期化するコロナ禍において、中堅・中小企業等の事業継続・雇用維持を支えるため、財政基盤の強化に資する税制措置が必要である。資金繰りの改善や自己資本の充実等財務基盤を促すため、中小企業者の法人税の軽減税率（15%）の確実な延長、恒久化、並びに欠損金の繰越控除の拡充や欠損金の繰戻還付期間の拡充をお願いしたい。

また、納税猶予にかかる延滞税の免除に加え、休業や営業自粛等により赤字の状況であっても負担が生じる固定資産税や社会保険料については、減免など負担軽減措置をお願いしたい。特に軽減措置の対象外となる、中小企業に該当しない地域経済の中核を担う中堅企業についても、固定資産税軽減措置の適用範囲の拡大をお願いしたい。

さらに、所得拡大促進税制の延長と総額要件の廃止等要件緩和とともに、テレワーク等促進の観点から、少額減価償却資産特例の拡充をお願いしたい。

その他、法人税率引き下げの代替財源として法人事業税の外形標準課税を中小企業へ拡大することは、雇用や賃金の抑制につながるもので断固反対である。また、事業所税についても、中小企業と地域経済の成長を阻害するもので廃止をお願いしたい。

2. 事業承継や創業、事業再構築への支援

(1) 事業承継・事業引継ぎの推進

経営者の高齢化に伴う「大企業承継時代」が到来する中、価値のある事業を次代に円滑につなぐ準備が整わないまま、コロナ禍を機に倒産・廃業するケースが増加している。雇用や技術、優れたノウハウを継承し、産業と地域の活力を維持するためにも、円滑な事業承継・事業引継ぎを推進する必要がある。

については、熊本県の強力なリーダーシップのもと、事業承継に対する早期対策の重要性への気付きと計画的な承継準備の促進、並びに具体的課題への支援のため、事業承継に関する補助金の継続と手続きの簡素化、そして、熊本県事業承継・引継ぎ支援センターへの支援強化をお願いしたい。

また、事業承継・事業引継ぎのマッチング促進に向け、各地の「後継者人材バンク」の周知徹底、活用促進をお願いしたい。

さらに、特例事業承継税制の活用促進に向けた特例承継計画提出期限の無期限延長等、事業承継に係るさらなる要件緩和、M&Aを後押しする経営資源集約化税制の周知徹底をお願いしたい。

加えて、中小企業等経営者はじめ支援機関、金融機関に対し、事業承継時に限らず様々な機会を通じて「経営者保証に関するガイドライン」の周知徹底をお願いしたい。

地域経済は、中小企業をはじめ、医療法人、公益法人を含む幅広い主体で構築されていることから、支援効果の向上、強化の観点からも対象者を限定すべきでなく、柔軟な制度運営に対して特段の配慮をお願いしたい。

(2) 新たな経済の担い手育成に向けた支援

長期化するコロナ禍により倒産・廃業が増加している中、創業・ベンチャー支援やフリーランスへの支援は、地域の新たな経済の担い手育成として強化・拡充が必要である。そのため、ビジネスプラン策定支援など創業に対する幅広い支援の強化が重要となっており、創業希望者の創業実現に資する創業支援事業者補助金や創業スクール事業、創業補助金、地域創造的企業補助金の再予算化をお願いしたい。加えて、廃業する事業者から経営資源を譲り受けることで初期費用を低く抑えられる創業の促進について検討いただきたい。

また、創業を阻害する要因を排除するためにも、信用保証付きでの創業融資の経営者保証の不要化について体制の整備をお願いしたい。

さらに、国内の創業を増やすには、創業者を支援する施策に加え、創業希望者を増やす取り組みが重要である。については、創業することを将来の職業選択の一つとして考えられるようにするため、地域企業と連携しながら、小・中・高・大学等での起業家教育や起業マインド醸成に取り組んでいただきたい。

(3) 事業再構築に取り組む事業者への支援

長期化するコロナ禍を乗り越えるために、中小企業・小規模事業者は、売上や需要を回復させるべく、積極的にビジネスモデルの変革に取り組む必要があり、については、業態転換やビジネスモデルの変革といった事業再構築に挑戦する事業者を対象とした事業再構築補助金の継続、並びに予算拡充をお願いしたい。

また、本補助金は補助対象要件や対象経費が複雑である上、補助金額が3,000万円を超える場合は認定支援機関と金融機関の両方の確認が必要となる等、事業者には過剰な負担がかかることから、事務手続きの迅速化および要件の簡素化をお願いしたい。

さらに、採択事業者の資金繰り安定化のためにも、速やかな補助金の交付をお願いしたい。

加えて、昨今の原材料、資材の高騰や調達の遅延、停滞を背景に、採択事業の遅れが多数発生していることから、補助事業の着実な実施の為、事業期間の延長など柔軟な措置をお願いしたい。

3. 中小企業・小規模事業者のデジタル対応への支援

コロナ禍により、中小企業・小規模事業者のデジタル化の遅れが表面化した一方で、テレワーク、オンライン会議、キャッシュレス決済、ECサイト等デジタルの活用が普及しつつある。国は、これまでも様々な施策により事業者のデジタル化を後押ししてきたが、デジタル導入にあたってのコスト負担、デジタル人材の不足といった問題は、十分に解消できていない。については、中小企業・小規模事業者がデジタルを活用することで持続的成長が可能になるよう、IT活用・導入関連補助金等の支援策の継続・拡充をお願いしたい。

また、デジタル活用・導入に際して、適切な情報提供のほか、人材育成、専門家派遣等の一層の支援をお願いしたい。

さらに、デジタル化の加速に伴い、情報漏えいやサイバー攻撃の脅威等のリスクが増大している。近年、企業を標的としたサイバー攻撃は急増しており、またその手法も巧妙化・高度化しているが、中小企業・小規模事業者においては情報セキュリティ対策が手薄なままである。そのサイバー攻撃の影響は大企業にも被害が波及するなど、サプライチェーン全体に影響を及ぼしかねないため、中小企業・小規模事業者におけるサイバーセキュリティの強化、またサプライチェーン全体でのセキュリティを確保するための支援をお願いしたい。

4. 新製品・サービス開発及び新たな販路獲得に向けた支援

新分野への進出や新製品・サービスの開発は、価格競争から脱却するだけでなく、革新的な技術やイノベーションの端緒となり、国内の産業力の底上げに寄与するものである。については、「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」及び「ものづくり・商業・サービス高度連携促進補助金」をはじめとした新分野進出や新製品・サービス開発に係る助成制度や金融支援の拡充、並びに、成長分野への進出やイノベーションの妨げとなる規制・制度の改革をお願いしたい。

また、「小規模事業者持続化補助金」は、小規模事業者の販路開拓・拡大やコロナ禍の持続的な経営改善支援策として極めて有用であることから、補助金の上限額の引き上げや、事前着手の許容等、施策の継続・拡充をお願いしたい。加えて、今日の事業組織形態の多様化を鑑み、一般社団法人等まで補助対象者を拡充していただきたい。

さらに、インターネット通販サイトを通じた国際的な電子商取引（越境EC）の活用推進に向けた助成制度の創設とともに、事業者の輸出促進に向けた海外企業とのオンライン商談やWebサイトの多言語対応等の環境整備、設備導入のための支援強化をお願いしたい。加えて、コロナ禍の下で感染防止に留意しながら開催する国内展示会・商談会への海外バイヤー招聘や、海外展示会・見本市への出展に対する支援をお願いしたい。

5. 人材確保等への支援

(1) 環境変化に応じた人材確保等への支援

コロナ禍で従業員の離職を余儀なくされた事業者は、経済活動再開に伴い、新たに人材の確保が急務となっている。加えて、熊本はT S M Cをはじめ半導体関連企業の進出で就業人口の増加が期待されているものの、一方では先端技術に通じた専門人材の確保や育成が大きな課題になっており、こうした一連の動きを起因とする全産業を巻き込んだ労働移動が懸念されている。ついては、D Xの推進や省力化への投資支援を含む、環境変化に応じた事業者の人材確保等への特段の支援をお願いしたい。

また、コロナ禍で、テレワークや地方のサテライトオフィス化等が注目され、人材の大都市圏から地方への分散が進んでいる。ついては、都市部にU I Jターン推進のための窓口を創設するとともに、地方への移住・定住を促進させる税制優遇措置を講じるなど支援策の強化をお願いしたい。

(2) 多様な人材が活躍できる環境の整備

少子高齢化を背景とした生産年齢人口の減少を解消するためには、女性や高齢者、障がい者等、多様な人材が活躍できるマッチング支援や就労環境の整備が必要である。このため、待機児童解消等の施策を着実に実施するとともに、働きやすい職場環境整備に取り組む企業へのインセンティブ付与等、支援措置を講じていただきたい。

外国人材については、出入国管理法の改正により平成 31 年 4 月より新たな在留資格が創設される等、受入環境が整備されつつある。特定技能を含む外国人の就労が、大都市圏等特定の地域に集中するのではなく、地方にも分散するよう配慮していただきたい。また、地方には外国人労働者を初めて雇用する企業も多く、受け入れに対し不安を抱えていることから、特に住環境の整備の他、外国人雇用の際して必要となる対策の周知や助言等、相談機能の強化・拡充をお願いしたい。加えて、外国人留学生が引き続き日本で就労できるよう、在留資格制度の見直しや企業とのマッチング等、採用・定着にかかる施策の促進をお願いしたい。

(3) 働き方改革関連法への対応に向けた支援

「時間外労働の上限規制」、「年次有給休暇の取得義務」、「同一労働同一賃金」等を盛り込んだ「働き方改革関連法」が、平成 31 年 4 月より順次施行が開始されている。関連法の幅広い周知及び窓口相談や専門家派遣、助成金等、働き方改革推進支援センターや労働局による積極的かつきめ細かな支援をお願いしたい。

また、大企業の働き方改革の推進により下請けにあたる中小企業・小規模事業者にしわ寄せが生じないように、下請け事業者対策をお願いしたい。

6. 中小企業・小規模事業者の基盤強化及び事業環境整備

(1) 適格請求書等保存方式（インボイス制度）の導入が中小企業・小規模事業者 に与える影響に係る検証及び導入に向けた支援

インボイス制度は、小規模事業者の納税事務負担軽減を目的とした免税制度との整合が取れておらず、すべての事業者に経理・納税方法の変更を強いるものである。さらに、全国で500万を超える免税事業者が取引から排除される恐れがある。コロナ禍からの経済再生が最重要課題となる中、事務負担増加による生産性低下や取引排除など、中小企業・小規模事業者の実態を十分に調査・検証し、インボイス制度導入に向けた手厚い支援をお願いしたい。

(2) 原材料及び資源価格高騰による急激な環境変化に対する支援

コロナ禍からの経済活動再開に伴う需要増や、原材料・資源価格の高騰に加え、ロシアによるウクライナ侵攻の影響で取引価格は高値で推移している。さらに米国の利上げに起因した円安の急伸により輸入価格も高騰し、中小企業・小規模事業者のコスト負担が幅広い業種で増加している。しかし、中小企業・小規模事業者はこれらのコスト上昇分を価格転嫁することが難しく、利益が大きく圧迫され経営に多大な影響が出ている。こうした状況を受け、国は緊急対策を講じているが、新型コロナウイルスの感染状況や地政学リスクなど先行きが不透明な中、価格高騰が長期化すれば、中小企業・小規模事業者ひいては国民生活への影響は一層大きなものになりかねない。については、「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」等により事業者への影響を最小限にとどめていただくよう配慮いただくとともに、環境変化に応じた機動的かつ息の長い確実な支援をお願いしたい。

また、運輸業は国民生活を支える重要な社会インフラであるが、資源・エネルギー価格の高騰は運輸事業者の収益を圧迫し企業経営に大きな影響を及ぼしている。運輸業界は、経営基盤が脆弱な中小企業・小規模事業者が多数を占めており、こうした状況が長期化すれば、安定的な輸送力を確保できなくなることも懸念される。については、業務用トラックを有する事業者への支援措置として、軽油引取税の負担軽減及び輸送に不可欠な高速道路の利用料無償化をお願いしたい。

さらに、中長期的な視点に立ち、再生可能エネルギーの普及に向けた取り組みに対して手厚い支援をお願いしたい。

(3) 取引適正化に向けた支援

度重なる新型コロナウイルスの感染拡大、原材料及び資源価格の高騰や円安基調などさまざまな要因により金融・物流の混乱が生じ、これまで以上の企業収益の圧迫や消費低迷が懸念されている。電気代や原材料費、労務費、仕入れ価格等の諸コストの増加分を公正に負担し合う取引価格の適正化は、企業にとって重要課題であるが、中小企業・小規模事業者は価格競争が劣るうえ、特に対消費者取引を行う事業者は価格転嫁が困難な実態にある。

については、企業間の適切な取引のため、「パートナーシップ構築宣言」を含めた取引適正化支援の強化・拡充をお願いするとともに、下請法の一層の厳格な運用をお願いしたい。

また、消費税価格転嫁等対策として、価格転嫁拒否取り締まりの推進継続、価格転嫁に資する経営力強化（資金繰り、コスト見直し、価格戦略等）に関する支援の充実及び消費者の需要喚起のための対策をお願いしたい。

(4) 中小企業・小規模事業者の経営実態に応じた最低賃金制度のあり方の抜本的見直し

近年の最低賃金の決定は、明確な根拠が示されないまま、中小企業・小規模事業者の経営実態を超える大幅な引き上げが続き、中小企業・小規模事業者は実力以上の賃上げを強いられてきた。そして今年、データに基づいた議論が進められたとはいえ、最低賃金を決める3要素のうち、物価高の影響から「労働者の生計費」が重視され、中央最低賃金議会から過去最大となる引き上げ目安額30円が示された。これを受け、熊本地方最低賃金審議会は、目安を2円上回る時給853円とするよう熊本労働局長へ答申したが、原材料費が上昇する一方で価格転嫁が難しい県内の中小企業・小規模事業者への影響は計り知れず、熊本地震、新型コロナ、豪雨災害の影響がまだまだ残る中であって、事業継続や雇用維持に多大な影響を及ぼしかねない。

今回の地方審議会の決定にあたり、物価高の影響を考慮すれば、国の目安までの引き上げはやむを得ないにしても、3要素のうち「通常の事業の賃金支払能力」が軽視され、それを上回る目安が示されたことは、地域の経済・雇用の実情に応じた審議が行われたとは言い難い。そもそも、厚生労働大臣から中央最低賃金審議会への諮問の中で、全国加重平均1,000円以上を目指すことを掲げた「経済財政運営と改革の基本方針2022」に配慮するよう通達されていることから、もはや最低賃金審議会の本来の機能が十分果たされているとはいえず、制度疲労が生じていると考えられる。

については、現行の目安制度を含めた最低賃金制度のあり方を抜本的に見直していただくようお願いしたい。

7. 商工会議所の支援体制の強化等

「小規模支援法」において支援機関として位置づけられている商工会議所等による巡回を中心とした経営指導は、経営実態に通じる経営指導員が、専門家や国・行政等支援策の活用等全体のコーディネートを図りながら、事業者の事業継続や経営力向上を支援している。また、地域活性化につながる面的支援も行い、その果たすべき役割と事業者からの期待は一段と大きくなっている。さらに、近年頻発する大規模な自然災害発生時には、商工会議所等が被災事業者への支援を迅速に展開し、災害時のセーフティネットとしての機能も果たしている。

コロナ禍で中小企業・小規模事業者が甚大な打撃を受ける中にあるのは、商工会議所は、国・地方自治体の支援策の相談・申請の窓口として地域事業者からワンストップであらゆる相談に応じ、地域経済の維持に尽力している。今後、事業者が長期化するコロナ禍の影響を乗り越えて事業継続をするためには、デジタル活用、人材不足、事業承継等の本質的な課題への迅速な対応が求められており、支援機関である商工会議所のさらなる機能の強化が必要である。

については、経営改善普及事業予算の十分かつ安定的な確保に加え、「経営発達支援計画」、「事業継続力強化支援計画」に基づき実施する事業者の経営計画策定や販路開拓支援事業及び災害対策、BCP策定に対する継続的な支援、さらに商工会議所の組織・機能強化に対する特段の御配慮をお願いしたい。

そのうえで、商工業者の支援拠点として、災害発生時でも重要な役割を担う会館等の改修・移転等に伴う費用や組織内のDX化について、財政的な支援をお願いしたい。

Ⅱ．社会資本整備・開発構想の推進

陸・海・空の交通インフラは、大規模災害時のリダンダンシー確保のみならず、人流・物流をはじめとする経済活動の根幹をなすものであり、ストック効果の高い社会資本の着実な整備について特段のご支援を賜りたい。

1．社会資本整備

(1) 高速道路網及び主要道路網の整備について

高規格幹線道路等の高速交通ネットワークの整備は、地域連携の強化や産業の振興とともに大規模災害におけるリダンダンシーの確保の上で重要なインフラであり、ミッシングリンクの解消を着実に進める必要がある。

しかし、熊本県内の広域的な活性化と経済の浮揚発展に寄与する国道・県道の整備水準はまだ十分とは言えず、より一層の道路整備が不可欠な状況である。

については、産業基盤の中核である高規格幹線道路網の整備をはじめとする域内主要道路網を完成させるため、必要な予算確保並びに下記事項について特段のご支援を賜りたい。

記

《高規格幹線道路》

1. 南九州西回り自動車道「水俣IC～県境」間の早期整備促進
2. 九州横断自動車道延岡線（通称：九州中央自動車道）「山都中島西～矢部」間の早期整備促進並びに「清和～蘇陽」間の早期事業化

《地域高規格道路》

1. 中九州横断道路の滝室坂道路等並びに「大津熊本道路」の早期整備促進
2. 熊本環状道路の早期整備促進
3. 熊本天草幹線道路の早期整備促進
4. 有明海沿岸道路の早期整備促進
5. 「熊本都市圏北連絡道路」「熊本都市圏南連絡道路」「熊本空港連絡道路」の早期実現

《国道》

1. 直轄関係
 - ①国道3号植木バイパスの早期整備促進
 - ②国道3号松橋バイパスの4車線化を含む早期整備促進

(2) 熊本県内の港湾整備促進について

熊本県内の港湾は、東アジア地域との活発な貿易やクルーズ船をはじめとする将来的な観光面において、その重要性が年々高まっており、今後、TSMCの県内進出を機に、一層顕著に表れはじめることが予想される。

一方で、企業は使用する船舶の大型化による海上輸送コストの削減が大きな課題となっているが、船舶の大型化に対する港湾整備は遅れており、大型岸壁をはじめとする港湾施設の更なる整備が必要である。また今後起こりえる大規模災害に対応するため、耐震強化岸壁の整備も必要である。

については、下記事項について特段のご支援を賜りたい。

記

1. 熊本港の整備促進

- ・ 防災及び物流拠点としての機能強化を図る耐震強化岸壁の早期事業化
- ・ 水深7.5m岸壁第2バース、水深10m岸壁等の整備促進
- ・ 半導体関連企業の県内進出を契機とした物流拠点機能の強化
- ・ RORO船を利用した大型機械輸送の利用促進
- ・ 熊本港利用促進に向けたポートセールス活動の継続した推進
- ・ 大型クルーズ客船の寄港誘致の促進と環境整備

2. 八代港の整備促進

- ・ 水深14m航路の早期完成に向けた支援の継続
- ・ 新コンテナターミナルと付帯施設等の充実
- ・ 円滑な荷役の環境向上の早期整備
- ・ 港湾整備事業（港湾補修）の早期整備
- ・ 加賀島地区の有効活用

3. 本渡港の整備促進

- ・ 天草地域の海の玄関口である本渡港の海上アクセスや陸上アクセスの連携を視野に入れた観光ネットワーク形成による地域間交流の活性化の推進

(3) 阿蘇くまもと空港の拠点性向上に向けたアクセス整備

阿蘇くまもと空港は、2023年3月の国内線・国際線が一体となった新旅客ターミナルビルの供用開始により、空港機能のさらなる向上が期待される。こうした中、九州の中核空港としての拠点性向上のためには、空港までのアクセス改善を推進していくことが重要であることから、阿蘇くまもと空港新旅客ターミナルビルの供用を見据え、空港と市内中心部のアクセス向上に向けたソフト・ハード対策について、特段のご支援を賜りたい。

(4) 熊本都市圏の渋滞緩和策について

熊本市中心部では、JR熊本駅周辺や桜町バスターミナルが整備され、交通機能の強化・拡充の好機を迎えている。

一方、熊本都市圏の道路インフラは非常に脆弱であることから、中心部では慢性的な渋滞が発生し、高速道路インターチェンジや阿蘇くまもと空港等の郊外部から熊本市内に向かうアクセスは、激しい渋滞により目的地までの時間が読めない等の事態が頻発している。

2021年6月、県と熊本市が、今後20年から30年間の広域的な道路交通の方向性を示す「熊本県新広域道路交通計画」を策定し、「熊本都市圏北連絡道路」「熊本都市圏南連絡道路」「熊本空港連絡道路」の3つの路線が高規格道路に位置づけられたが、熊本都市圏の道路交通の強靱化は、強固な都市基盤の構築に不可欠であり、下記事項の検討が官民連携で講じられるよう特段のご支援を賜りたい。

記

1. 熊本市中心部と高速道路や阿蘇くまもと空港を結ぶ都市高速道路等による道路ネットワーク構築
2. 市内の通過交通の排除及び渋滞緩和のための道路高架化
3. 多様な交通モードが連携可能な道路空間の創出

(5) 県道347号寺田岱明線の渋滞緩和及び危険区間の歩道の整備について

国道208号線玉名バイパスは、2011年(平成23年)2月に全線開通し、同年3月に開業した九州新幹線新玉名駅への主要アクセス道路としての機能を果たしている。これにより当市中心部を東西に貫く主要幹線道路、県道347号線(旧国道208号線)の慢性的な渋滞の緩和も期待されたが、特に朝夕の通勤・帰宅時間帯においては、その効果がほとんど表れていない。

また、当該県道に歩道の無い区間もあり、学校や塾に通う子どもたちを始め、歩行者が危険な状態にある。

一方、令和5年度末には当市初となる産業団地が完成する予定であり、これに伴い有明海沿岸部を経由し、当該県道に流入する交通量が増大、更なる渋滞を引き起こす事が予想される。

については、渋滞緩和及び歩行者の安全確保のため、下記に示す必要な措置を講じられるよう特段のご支援を賜りたい。

記

《渋滞緩和》

区間：繁根木交差点付近～桃田交差点(植木・熊本方面)

措置：高瀬大橋上の右折車線の延伸

信号の時差の最適化および区間内の信号の連動

《危険排除》

区間：岱明町庄山～野口、岱明町野口、玉名市中 ※いずれも植木・熊本方面

措置：歩道の新設、路側帯の拡張及び注意喚起の路面ペイント、ガードレールの設置。区域により、これらのひとつまたは複合措置。

(6) 「菊池川水系流域治水プロジェクト」の早期完遂

令和3年3月、国土交通省(九州地方整備局・菊池川河川事務所)が「菊池川水系流域治水プロジェクト」を公表し、防災・減災のための対策が進められている。また玉名市、山鹿市などで構成する菊池川治水協議会、菊池川改修完遂期成同盟会により、菊池川の治水に関する要望がなされている。

近年多発する自然災害により、菊池川流域でも甚大な被害が予想され、これを未然に防ぐ、または軽減するため、国への働きかけ、強力な後押しにより、当プロジェクトを早期に完遂していただくようお願いしたい。

2. 開発構想の推進

(1) 島原・天草・長島架橋構想及び九州西岸軸構想の実現について

島原・天草・長島架橋構想は、有明海・八代海沿岸地域を環状に結ぶ広域交通網を整備することにより、九州新幹線、空港、港湾等と一体となって、東アジアをはじめとする国際的な交流基盤を形成するほか、大規模災害時における緊急避難路や復旧・復興支援物資等を輸送する「命の道」としての機能も有している。

一方、九州西岸軸構想は、長崎県、熊本県、鹿児島県にまたがる九州西岸地域を、島原・天草・長島架橋を中核とした地域高規格道路で結ぶことにより、新しい経済文化圏を形成しながら、地域の一体的な活性化を図る構想となっている。

九州西岸軸は、九州西端において、太平洋新国土軸を受け止め、さらに、日本海国土軸や西日本国土軸とを結びつけ、国土軸の機能をより高める地域連携軸として、国土全体の強靱化を図る上からも、極めて重要な役割を果たすものである。

これまで、関係3県等においては、構想推進講演会や構想推進地方大会の開催、関係地域間の積極的な交流を推進し、機運の醸成を図っている。また国、関係3県等により、様々な調査が実施され、地震観測調査や船舶航行実態調査等のほか、具体的な事業化を見据えた調査が進められてきた。

については、両構想の実現のため、下記事項について特段のご支援を賜りたい。

記

1. 天草・長島架橋及び島原・天草架橋建設に資する調査を再開すること
2. 島原道路の整備促進及び島原天草長島連絡道路の具体化に向けた検討を実施すること
3. 必要な道路整備のための予算を確保すること

(2) 八代・天草シーラインの実現に向けた推進について

熊本県の基幹産業の一つである観光業の復興、物流機能の充実、また、災害時における緊急輸送路や代替路の確保、救急医療活動の向上等、災害に強い地域づくりや地域の安全・安心を確保するため、八代・同圏域はもとより、九州各県の交流をさらに活発化させ、八代・天草シーラインをはじめとする交通基盤整備が必要不可欠である。

将来の九州各県の交流をさらに活発化させ、八代・天草シーラインをはじめとする交通基盤整備を進めるうえで、“高規格幹線道路”、“地域高規格道路”などの位置づけを示していただきたい。

現在、八代市、上天草市それぞれの民間団体期成会において、組織力を強化しながら、八代・天草シーラインの必要性を広く訴えるためのシンポジウム開催や署名活動を実施する等、地域住民の機運の醸成を図っている。

また、蒲島知事を会長とする「八代・天草シーライン建設促進協議会」で、令和3年12月に構想推進大会が開催され、早期実現に向けての機運醸成を図っていただいた。

については、下記事項について特段のご支援を賜りたい。

記

1. 構想から次の段階へ進むために、“八代・天草シーライン建設促進民間協会期成会”、“八代・天草シーライン建設促進協議会”との連携を強化し、事業化への調査の早期実現
2. 八代・天草地域の方々へのシーライン構想の浸透と盛り上がりを図るため、“八代・天草シーライン建設促進民間協会期成会”、“八代・天草シーライン建設促進協議会”さらには地域の皆様とも連携し、意見交換会、啓発看板の設置、署名活動の実施
3. 今後、構想推進大会の開催に向けて“八代・天草シーライン建設促進民間協会期成会”、“八代・天草シーライン建設促進協議会”と連携及び、準備の取り組みの推進

(3) やつしろ物流拠点構想の推進について

「やつしろ物流拠点構想」公表より5年間、官民一体となり構想を検証し、物流と人流の可能性を引き出す為の事業課題抽出、八代の地理的ポテンシャルを最大限生かす八代港を核とした「やつしろ物流拠点構想」として議論を深めてきた。

その間に新大型ガントリークレーン設置、新コンテナターミナルの移設拡充、クルーズ専用岸壁新設、くまモンポート八代の開園、また令和4年7月には、小口混載の対応が可能なCFS倉庫が供用を開始されるなど、“活気あふれる九州のゲートウェイ”になりつつある。

本構想の実現は長い時間を要し、毎年確実に推進するために、下記事項について特段のご支援を賜りたい。

記

1. 八代港を一体的に整備・開発・運用するために、やつしろ物流拠点構想推進民間期成会、八代港ポートセールス協議会関係自治体、くまモンポート八代クルーズ活性化協議会など行政民間(企業・団体)による組織強化並びに連携
2. 物流拠点として更なる環境整備の推進
3. 八代港では物流倉庫、バックヤード、工場などの用地が不足しており、新たな用地の確保
4. 八代港の開発に対する県市民の創意、意識改革などを行うために、県の強力な事業推進、周知活動
5. 「TSMC」熊本工場から1時間余りの距離に位置し、ガントリークレーン、コンテナヤードが整備されている八代港の、「TSMC」関連企業への貨物拠点としての働きかけ
6. 令和4年7月のCFS倉庫供用開始に伴い、農水産物の輸出入の増加が期待される生鮮食品加工事業者の誘致並びに動物検疫所八代分室の設置

Ⅲ. 地域・観光振興の促進

観光産業は旅行業や宿泊業、運輸業のみならず、飲食業、サービス業、小売業、第一次産業等、関連する分野が多岐にわたっており、地域経済の活性化や雇用機会の増大等に貢献する重要な産業である。

新型コロナウイルス感染症は、ワクチン接種の浸透や、人々の感染対策の定着により、流行初期のような社会混乱に陥ることはなくなったものの、感染拡大のたびに観光関連事業者の経営は振り回され、コロナ前の業況に回復するまでには、依然として厳しい状況が続いている。

こうした中でも、国内観光の促進、インバウンドの受け入れ再開など、国は経済の正常化に向けて観光需要の回復に動き出しており、県内観光地のハード整備やソフト面のさらなる充実が求められる。

ついては、地域・観光振興の観点から、下記事項に関する特段のご支援を賜りたい。

1. 観光産業の需要回復と事業継続に向けた支援

(1) 実効性の高い観光需要策の促進

観光需要喚起策「Go To Travel」について、一昨年末からの一時停止が続く中、「全国旅行支援」の開始にあたっては、事業の枠組み、補助率、補助額など都道府県により偏りが出ないようにお願いするとともに、感染者数の増減だけで事業継続・停止の判断をするのではなく、重症化リスク等の感染の実態に応じた柔軟な制度運用をお願いしたい。

また、「全国旅行支援」の開始を延期する際は、従来の県民割やブロック割をはじめとした旅行助成事業の期間延長や高速道路料金の減免等、消費者の旅行マインドを持続させる取り組みや事業効果を広く地方に行き渡る仕組みづくり等について検討いただき、観光需要回復に向け、比較的早期に効果が見込まれる国内観光への手厚い支援を切にお願いしたい。

(2) 観光産業の事業継続支援

宿泊・交流をはじめとした観光産業事業者は、人の移動・交流の制限により2年以上にわたり安定した収入がなく、売上が著しく減少し、極めて厳しい状態が続いている。なかでも大規模集客機能を有するシティホテルにおいては、当該事業者のみならず取引先等への影響も大きく、地域経済に多大な損失をもたらしている。観光事業者の事業継続や本格的な再開を後押しするためには、需要喚起策も一つの手法ではあるが、感染拡大の状況により事業の実施と停止が繰り返し行われること、施設管理、雇用管理、労働者確保などの問題も浮き彫りとなっている。ついては、事業者救済という視点から事業者への給付金や支援金など直接給付の新たな支援について検討をお願いしたい。

また、当面の資金繰りや設備投資等に対する財政面での強力な支援をお願いしたい。

さらに、各種税や社会保険料の会社負担分等は、昨年引き続き1年の納付猶予が受けられることになっているが、本措置には延滞金が発生する仕組みとなっている。延滞金が企業経営の圧迫につながらないように、延滞金の撤廃をお願いしたい。地方税や地方公共団体の各種利用料金の減免等については、自治体の裁量で不公平が生じないように全国一律に減免し、減免分を地方創生臨時交付金等で補うことで間接的に事業者を救済いただくようお願いしたい。

その他、一時支援金や事業復活支援金に加えて、事業規模に応じた追加の支援策による救済措置をお願いしたい。なお、今後は納付の猶予を申請した複数年分の支払期限が到来するが、安定した収入が見通せない中で、一括納付は困難であることから、政府系金融機関による融資制度を創設いただき、実質的に分割納付ができる仕組みづくりをお願いしたい。

(3) 感染症類型の早期見直し

コロナ禍から2年以上経過した現在も、国内の感染状況などにより法律に基づいた規制が行われているが、イギリスやイスラエルなど諸外国では、経済への打撃を考慮し法的規制を全面解除している。地方経済の回復を一刻も早く目指すためには、コロナ禍前の日常に戻すことがなによりも肝要であり、そのためには新型コロナウイルスの感染症法における分類の引き下げが求められる。

ついては、感染症法上の分類見直しの議論を早急に進め、現在の2類相当から5類への引き下げについて強くお願いしたい。加えて、検査・医療費を公費で負担するなど新型コロナに特化した5類相当の分類の中に新たな特別措置を設けることなども検討していただきたい。

2. 地域への波及効果の高い観光の振興

(1) ポストコロナを見据えたインバウンドの受け入れ促進

現在、長期化するコロナ禍の影響で、阿蘇くまもと空港発着の国際線は運休を余儀なくされているが、今後のインバウンドの受け入れ再開や、2023年3月の阿蘇くまもと空港新旅客ターミナルビルの供用開始を見据え、一日も早い運航再開をお願いしたい。加えて、TSMCの県内進出を機に、台湾・高雄便の復活のみならず、台北との定期便誘致を実現していただきたい。

また、インバウンドの受け入れ再開について、入国者数の引き上げをお願いするとともに、対象者をツアー客に限定するのではなく、個人客にも広げていただき、ビザ申請等の入国前手続きや入国中の旅行者の行動管理についても、緩和もしくは撤廃をお願いしたい。加えて、入国受け入れ空港を全国の空港へ拡充していただきたい。

その他、観光消費の拡大には、一部の都市に集中する旅行者を各地に分散・拡大していくことが必要であることから、各地固有の歴史・文化遺産など地域資源の磨き上げや、新たな特産品・観光商品の開発への支援をお願いしたい。加えて、ゴルフ場利用税や入湯税について消費税同様の外国人観光客対象の免税制度創設について検討をお願いしたい。

(2) 観光を支える交通基盤への支援

新型コロナウイルスの感染拡大により、出張・旅行・帰省等の移動の自粛が長期化し、地方空港は国内外の発着便の激減で、経営に壊滅的な影響が出ている。首都圏や関西圏から地理的にも離れている本県も、観光振興を図るうえで、航空路線の充実・維持が必須である。一日も早くこれまでの便数と同程度の供給量を確保するためには、国や自治体の支援が不可欠であり、航空会社（コミューター航空会社を含む）への直接支援も含めた様々な施策を実施していただきたい。

また、九州全体の観光活性化を推進するためにも、九州内の複数の空港とその間を結ぶ鉄道等が広域で連携して観光客を誘致・回遊させる方策について支援をお願いしたい。

さらに、地域において観光振興を図るには、観光資源へのアクセスの改善や周辺地域との連携が不可欠であり、二次交通の充実に向けた支援をお願いしたい。

その他、多様な観光ニーズ及び新型コロナウイルスの感染拡大防止への対応の観点からも、旅行者・地域双方の移動ニーズに対応するMaaSのさらなる普及促進、地域公共交通の連携推進への支援拡充をお願いしたい。

<県内各地の地域・観光振興策について>

3. JR肥薩線の早期全線復旧

令和2年7月豪雨災害から2年余が経過し、被災したホテル・旅館等の宿泊施設のほとんどが年内に営業を再開する見通しとなった。人吉を代表する観光コンテンツである球磨川下りやラフティング等も航路の安全が確認された範囲で営業を再開し、利用者も順調に回復している。

壊滅状態となったJR肥薩線については、本年3月に復旧費用の試算が発表されたが、莫大な復旧費に加え赤字路線の継続が大きな課題となっている。国、県、JR九州による検討会議や沿線自治体による再生協議会において、肥薩線の復旧と継続についての協議・検討が進められているが、現在のところ復旧の決定には至っていない。

沿線自治体にとって肥薩線は、重要な生活路線であり、人吉観光には欠かせない観光資源でもあることから、肥薩線の復旧なくして人吉の復興は完結しない。

については、人吉の観光復興に欠かせない肥薩線を早期に全線復旧をしていただくよう、特段のご支援をお願いしたい。

4. 阿蘇の世界文化遺産登録に向けた支援

阿蘇地域においては、昨年3月に新阿蘇大橋が開通し、これにより“熊本の宝”である阿蘇方面の交通アクセスが復旧した。また、北側復旧ルートが熊本県新広域道路交通計画において中九州横断道路の一部に位置づけられ、将来的に同ルートが横断道路につながることへの期待感も大きい。

「阿蘇」は世界遺産登録の暫定一覧表候補のカテゴリーIaに位置付けられており、現在、構成資産の文化財国指定等に向けた取り組みが着実に成果を上げていく。については、昨年3月、国の文化審議会が文科相へ充実を答申した世界遺産暫定一覧表への追加記載へ強力な支援をお願いしたい。

5. 天草市が進める回遊性観光の確立について

「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」は、世界文化遺産としての登録を契機に崎津今富地区の文化的景観整備が進み、また、五和町には天草イルカセンターも開業する等、天草市が進める回遊性のある観光が整いつつある。

しかしながら、天草市牛深は、各旅行業者が企画する天草観光ツアーのルートから外れており、全天草における回遊性のある観光を確立するための打開策は、牛深漁港跡地の観光拠点としての再開発にかかっている。

また、“牛深～蔵之元”間のフェリー航路は、国道フェリーとして他県との観光や経済交流のルートであり、さらには、災害時の物資輸送も含めた唯一の公共交通機関として重要な航路であるにもかかわらず、1日9往復便と少なく、しかも毎年1回の定期船舶検査時には代替え船も無いことから、約1週間の欠航を余儀なくされている。

については、牛深を“天草南の玄関口”と位置づけ、交通アクセスの利便性向上と観光拠点づくりのためにも、下記事項について支援をしていただきたい。

記

1. 新幹線～シャトルバス～フェリー～天草までの交通手段の一層の充実と鹿児島県出水駅及び国道3号及び南九州西回り自動車道から天草方面への観光案内板の設置や世界遺産登録の告知の充実
2. 牛深～蔵之元間フェリーの整備助成の継続、災害時における生活物資輸送等も含む対応のため新船及び予備船の確保、利用客の安全や利便性向上設備の設置、駐車場の整備充実等の検討
3. 牛深港台場地区（漁協跡地）の観光拠点となりうる有効的な再開発。
宿泊施設や海洋レジャー施設・販売拠点整備等を含めた跡地再開発整備に対する支援
4. 牛深ハイヤ大橋の恒久対策の早期実現
ハイヤ大橋の恒久対策のための予算措置と進展状況の定期的な説明。また、修復工事の際の物流や交通安全に十分に配慮したう回路等の整備

6. 令和3年度のユネスコ無形文化遺産の提案候補に選定された「野原八幡宮風流」の観光資源としての活性化支援

荒尾市の菰屋（こもや）、野原、川登（かわのぼり）の3地区にそれぞれ伝わる稚児による太鼓踊で、野原八幡宮の祭礼で毎年奉納される「野原八幡宮風流」は、各地区2人の稚児が小太鼓と大太鼓を打ちながら踊るもので、稚児の古風な所作や色鮮やかな衣装等に風流の芸能の特色が現れている。約770年の歴史があるとされ、特に公家と武士の文化の融合が見られる点は、他地域の風流と一線を画している。

令和3年3月11日付官報告示日をもって、国指定重要無形文化財となり、令和3年3月末に再提案されたユネスコ無形文化遺産41件の中にも選定されており、現在、県内では2014年の「八代妙見祭の神幸行事」に続いて2件目となる、2022年11月頃の第17回政府間委員会での登録を目指している。

については、地域観光振興資源として有効活用を図るうえでも、特段の支援をお願いしたい。

7. くまモンポート八代の利活用について

令和2年4月にくまモンポート八代が完成するも、今回の新型コロナウイルス感染拡大に伴い、外国船クルーズの入港の見通しが立たない状況である。

そこで、国内船クルーズのくまモンポート八代発着を積極的に誘致し、くまモンポート八代を活性化させ、また公園として利用促進するためにも、新型コロナウイルスへの有効な対策を示し、ターミナルビルについても一般開放できるように検討していただきたい。

今後、予測されるクルーズ船入港並びに高度専門職・技術実習などの就労関係の増加を踏まえて出入国在留管理局八代分室の設置の支援をお願いしたい。

くまモンポート八代に隣接する浮棧橋について、大型イベント時に使用するとされているが、まだ、一度も使用されていない状況である。年間を通して穏やかな八代海、有明海を海上交通路で結び、九州の地中海と位置づけ、八代・有明海クルーズの出航棧橋としての活用を進めていただき、それに伴い、新八代・八代駅からの公共交通機関のアクセスの整備をお願いしたい。

8. エコパーク水俣の施設の充実について

「エコパーク水俣」は八代海に面した広さ41haの花と緑に囲まれた美しい公園である。2018年度の来場者は15万5千人であったが、2019年3月に水俣ICが開通したこともあり、来場者は26万5千人（コロナ禍前）と1.7倍に増加した。

水俣商工会議所では海をテーマに「恋龍祭みなまた港フェスティバル」や「みなまた物産展」を実施し、多くの市民に楽しんでもらっている。

2021年度はコロナ禍の影響により来場者は減少したものの、19万5千人がこの施設を訪れている。この年に開催した「みなまた花火大会」「みなまた物産展」では、飲食ブースに長蛇の列ができるなど多くの来場者で賑わった。今後はワクチン接種が進むことでイベント等やスポーツ大会の会場として憩いや安らぎ、スポーツを通じた教育施設として、これまで以上の来場者の増加が見込まれる。

しかし、課題として、各種イベントやスポーツ大会誘致に対応した全天候型多目的施設の整備や、恋龍祭やみなまた花火大会への来場者数の増加に伴うトイレや休憩施設の不足、エコパークへのアクセス道路の整備といった利便性向上のためのインフラ整備が急務となっている。

また、利用者の年代層も幅広く、交通手段も多様化することから、今後は肥薩おれんじ鉄道を利用した来場者の増加も見込まれる。

については、水俣への集客施設として経済効果の一翼を担っているエコパーク水俣が魅力ある公園として充実するために、下記事項について支援をしていただきたい。

記

1. エコパーク水俣の施設の充実

- ・各種イベントやスポーツ大会誘致に対応できる「全天候型多目的施設」の整備
- ・増加する来場者へ対応した「椅子・日よけ・トイレ」などの施設の充実

2. エコパーク水俣へのアクセスの充実

- ・エコパーク水俣へのアクセス道路の整備（水俣市道「汐見町1号線」等の拡幅工事）
- ・国道3号への「水俣広域公園（エコパーク水俣）」案内看板の設置
- ・来場者の増加に対応するための肥薩おれんじ鉄道「エコパーク水俣駅（仮称）」の誘致

令和4年8月30日

熊本県商工会議所連合会

| | | | |
|-----|---------|----|---------|
| 会 長 | 熊本商工会議所 | 会頭 | 久 我 彰 登 |
| 副会長 | 八代商工会議所 | 会頭 | 竹 永 淳 一 |
| 〃 | 荒尾商工会議所 | 会頭 | 高 木 洋 一 |
| 〃 | 本渡商工会議所 | 会頭 | 池 田 正三郎 |
| 理 事 | 玉名商工会議所 | 会頭 | 島 本 和 幸 |
| 〃 | 人吉商工会議所 | 会頭 | 岩 下 博 明 |
| 〃 | 水俣商工会議所 | 会頭 | 濱 田 憲 治 |
| 監 事 | 山鹿商工会議所 | 会頭 | 宮 田 正 高 |
| 〃 | 牛深商工会議所 | 会頭 | 益 田 政 昭 |